

新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 19 「FMMポパヤン(コロンビア)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」は、2011年12月22日にコロンビアのマイクロファイナンス機関「FMMポパヤン」に約300万米ドル相当の投資を実施しました。



FMMポパヤン(コロンビア)



【FMMポパヤンとは?】

FMMポパヤンは1985年に設立されたマイクロファイナンス機関(以下、MFIと言います。)です。特に貧困層の女性の経済的自立支援に重点を置いた活動を行っており、主に、農村地域の農業、畜産業などに携わる女性の個人事業主やグループへの貸付を行っています。現在、コロンビアのMFIにおいて総融資残高で第3位、顧客数では第1位のコロンビアを代表するMFIです。FMMポパヤンは、国際的なネットワークである国際NGOウィメンズ・ワールド・バンキング(WWB)のメンバー機関です。

総資産額	287.4百万米ドル (2010年12月末)
総融資残高	275.0百万米ドル (2010年12月末)
借り手総数 (内、女性比率)	352,592人(約67%) (2010年12月末)
貸倒率	2.69%(2010年12月末)

(出所: MixMarket)

【融資実行の理由】

FMMポパヤンはコロンビアのマイクロファイナンス市場において確固とした地位を築き、順調な業績、企業統治もしっかりとしています。とくに小口貸付の内容および状況は良く、信用リスク管理が徹底しています。さらに、今後は同国で銀行免許を取得する準備をしており、企業統治や経営力の強化、業績の向上が期待されます。このようなことから同MFIへの投資を決定しました。

【コロンビアのMFI事情】

コロンビアMFI市場はラテン・アメリカ地域の中で最も成長している市場の一つです。コロンビアの銀行監督機関はMFIによる小口融資の金利に上限を設けており、借り手の状況を考慮しながら上限率の調整を行っています。2010年12月末現在、同市場で活動する主要なMFIは35機関あり、約210万人の借り手に小口融資を行っています。同市場の総融資残高は約44億米ドルで、毎年着実に増加しています。

借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。



マリー・ルズ・マルティネス・パラさん

資金用途:

果物販売露店

パラさんは現在48歳で、夫とともに4人の子供たちを育ててきました。30年ほど前に果物を販売する露店をポパヤン市のエメラルド・ギャラリーに設け、24年前に初めてFMMポパヤンから融資を受けました。当時は5人グループのグループ貸付の一人として融資を受けました。このグループへの融資の合計額は10万コロンビア・ペソ(約4,178円:1COP=0.0418円)でした。最初のグループ貸付を返済し、その後も小口融資の借り換えを進めながら、パラさんの果物販売は順調に伸び、現在は従業員を2人雇うまでに成長しました。これまで、FMMポパヤンへの返済を期日通りにきちんと行ってきたため、両者の関係は良好で、FMMポパヤンはパラさんに対する融資の手続きの簡素化と効率化を進めています。

果物販売が順調に進んだことで、パラさんは定期的に収入を得られるようになり、4人の子供たちを学校に通わせることができました。現在、年長の2人は卸売業の仕事に就き、年下の2人は大学に進学しています。また、収入の一部を貯蓄に回し、念願のマイホームを建てることができました。

このようにFMMポパヤンは長期に亘って、借り手とその商売を大切に考えるMFIです。FMMポパヤンの分かりやすく、効率的な小口融資で、多くの自営業者が商売を伸ばし、生活を良くすることができています。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介したものです。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

出所: FMMポパヤン(コロンビア)、MixMarket、DWMアセット・マネジメント社

ファンドの特色

1. 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
 2. 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
 3. 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
 4. 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および 8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などを投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は、元本が保証されているものではありません。また、預貯金や保険と異なります。当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

大和証券

Daiwa Securities

商号等：大和証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第361号
加入協会：社団法人投資信託協会、
社団法人日本証券投資顧問業協会

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万円) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年1.9765%(税込)程度となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。 ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みには必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。